33

論説

改革の全面的深化路線下の中国経済

一習·李政権の4年

井 手 啓 二

はじめに

21世紀に入り米・日・欧の先進国経済の低迷が著しい。他方,中国,インドをはじめ新興国と りわけアジア地域の発展が目を惹く。すでに07年から世界経済成長の最大の牽引者は中国であり, 中国経済が成長減速化を始めた2011年~2016年においても中国の世界経済成長への寄与率は3割 を超えている。中国経済はこの6年苦境にあるが、それでも5~8%前後の成長を長期にわたり 続ける条件を有している。日本の論壇・マスコミでは、逆の判断が多いが(この現象じたい、大変 興味深く、論議さるべきテーマである)、中国の躍進の時代は始まったばかりとみるのが現実に即し ていよう。

世界経済の現況が上のようだとすると、先進国経済の長期低迷の解明と新興国・中国・アジア の躍進の解明が必要である。しかし日本の論壇では、中国資本主義移行論、中国国家資本主義論、 中国経済崩壊論など見当はずれの中国評論があまりにも多い。このため現代中国に関する国民的 認識は劣化傾向にあるが、それについてはこれまでくりかえし述べてきた。小論では、中国社会 主義市場経済化の現段階を中心に中国経済の現在(改革の全面的深化の時代、改革・開放の第3段階) についての私の理解を直截に述べることにしたい。

以下, I. 持続可能な成長(インテンシブな経済発展への転換)を模索する中国経済の現在を素 ²⁾ 描する。Ⅱ. 続いて,現段階の改革の全面深化にとり最重要と考えられている,生産要素市場形 成(それは企業活動の外部的条件をつくる)の動向を明らかにする。Ⅲ. 市場経済主体の強化をめざ す2013年以後の国有企業改革の基本方向,を素描する。取り上げる3点の本格的論及にはそれぞ れ大部の論稿を必要とする。小論で試みるのはそのための粗いデッサンである。

I. 転型期の中国経済―持続可能な成長への転換

習・李政権の成立から約4年が経過した。この間に中国では新たな変化がはじまった。この変 化は、成長減速化・中高速成長、新常態、改革の全面的深化、2つの百年、腐敗・汚職の大規模 な摘発、供給側改革、中所得国の罠、創新駆動戦略など最近の頻出用語からもうかがえる。 私は、2012・13年を画期として1978年末に始まる改革・開放時代は新しい時期・段階を迎えた と理解している。1992・93年の社会主義市場経済化路線の採択が改革・開放の第2期の開始とす れば、第3期の開始であろう。中国は世界第2位の経済大国、日本の2.6倍以上の規模となりア ジア最大の経済大国となった。21世紀にはいって米・日・欧の先進国の経済的低迷・長期停滞か ら、2007年以降世界経済の最大の成長牽引者となり、今後数十年この時代は続くとみなされてい る。世界の政治・経済における中国のプレゼンスは年々高まりを見せている(正負の両面があるが、 正の側面の方が優勢である。中国の台頭は終焉したという理解があるが、中国の台頭の時代は開始されたば かりである)。ここ数年は日本と並ぶ対外直接投資大国となり、一帯一路政策、アジアインフラ投 資銀行(AIIB)の創設、人民元の SDR 準備通貨入りなど、米・日・欧主導の既存世界経済秩序 に変化がもたらされている。

とはいえ、中国はなお未開発地域・領域を抱える発展途上大国であることは否定しようがない。 国際的には中所得国から高所得国への転換期にある。中国の自己判断では、2020年までに高所得 国の下位レベル、2050年に高所得国の中位レベルに達するとしている。今、中国の最大の関心事 は、インテンシブな経済発展への転換、質と効率を基軸とする持続可能な安定的成長への転換で ある(現在これは「創新(イノベーション)駆動戦略」とも呼ばれている)。

過去40年近くの中国の高成長は高投資・高投入に支えられたもので,成長の推進力は制度と政 策の改革であった。1992・93年の社会主義市場化路線の採択は安定的高成長を保障した。これに より外資企業は中国に殺到し始め,2001年末のWTO加盟はこの傾向を一段とつよめた。この ため中国は途上国最大の外資受け入れ国(近年は年1,200億ドル前後)となった。外資企業の中国進 出は中国の輸出の拡大と産業高度化を後押しした。今なおそれは続いている。しかし外資企業の 進出目的は、生産・輸出基地から中国市場確保に転換している。しかも近年の外資の進出は製造 業からサービス産業へ主力転換しており、明らかに拡大する中国市場狙いである。中国が世界最 大の市場になる時代が近づいている。

ここ数年,中国では産業高度化,先進国化に向けての中長期計画が相次いで発表されている。 まさに日本の1960年代を彷彿させるものがある。2010年~2020年の所得倍増計画が実施中であり, 2050年までをにらんだ「中国製造2025」計画(2015年5月),「十三・五国家科学技術創新計画」 (2016年7月),「全国農業の持続可能発展計画2015~2030」(2015年3月),「健康中国2030計画綱要」 (2016年10月。平均寿命2020年77.3歳,2030年79歳を予測,2015年は76.3歳。北京・天津・上海はすでに81 ~82歳で先進国水準)などである。

現在までに策定された長期計画は、2020年、2030~2035年、2050年前後を目標年度とする「三 歩走」(3段階)戦略であり、すべて21世紀半ばの先進国水準の達成を目標としている。中国の計 画は単なる予測・誘導計画ではない。党・政府の指導層は国民から達成水準で成績と責任を問わ れるのであり、社会(政府・国民)は目標達成手段を手中に有している(一定規模の社会的所有の存 在)。つまり社会主義的な計画・制御が行われている。中国が目指すのは、共同富裕+社会的公 正(公平と正義)、それに基づく人間の全面的発達である。その経済体制は公的所有主、労働に応 じた分配主を掲げる多種所有・多種経営制経済制度(社会主義的混合経済)である。経済政策の目 的は「国民生活向上が出発点であり、着地点である」と表現される。

中国は近代化・先進国化を目標としているが、それは資本主義的ではなく社会主義的方向を選

35

択している。日本では資本主義永遠論を信じている人や社会主義市場経済の存在可能性を見るこ とができない人が多く、漠然と中国はそのうちうまくいかなくなる、資本主義化すると考えてい る人が多い。日本の中国に関する常識は世界的に見ればかなり特異である。なぜそうなるかは興 味深いが立ちいらない。また中国やインドは政治的・軍事的・外交的にも独立の大国であり、日 本・韓国・台湾などとは異なるが、その認識や自覚は弱い。

現在はなお先進国の生産力的優位や生活・社会水準の優位は維持されているが,中国の途上国 的水準は急速に変化し,キャッチアップは年ごとに進んでいることを見ない見解は現実に即さな い。中国では何処に行っても「文明化」というスローガンが溢れている。これは先進国化・近代 化の熱望を表している。

中国は改革・開放政策に転じてから40年近くなる。10年にわたる毛沢東主導の悲惨なプロレタ リア文化革命は40年前(1976年)の毛沢東の逝去と共に事実上終了した。中国におけるスターリ ン主義時代の終了の開始である。21世紀のマルクス主義は、ロシア・マルクス主義の圧倒的影響 下に置かれてきた。日本を含め先進国も例外ではない。

2017年はロシア革命100周年を迎える。マルクス主義=ロシア・マルクス主義=スターリン主 義=毛沢東思想と等置されてきた時代は、フルシチョフのスターリン批判、東欧の改革諸運動、 ゴルバチョフのペレストロイカの登場、6・4天安門事件、東欧・ソ連の社会主義体制の崩壊に より崩れた。同時にマルクス主義や社会主義の権威と影響力は急速に低下した。グローバリズム、 アメリカ発の新自由主義が風靡し、日本ではそれに右傾化が伴い、保守良識派までもが影響力を 失った。かくして先進国は、新自由主義(それは戦後長らく支持されてきた福祉国家の実現の拒否であ り、経済学で言う「合成の誤謬」の罠に陥っている)の風靡とともに沈滞化と社会混乱の時代に向か い始めた。漂流する世界・日本の出現である、世界はG5、G7 が支配する時代の終焉にむかい、 G20 の時代に向かい始めているが、先進国を中心に世紀末的様相も深めている。

世界の発展を次第にリードし始めたのは新興諸国である。とりわけアジアの中国, ASEAN 諸 国, インドの発展が目覚ましい。中進国が主導する時代の開始であろう。先進資本主義国がすっ かり力を失ったわけではない。先進国と新興国が折り合いをつけながら時代は進んでいる。

ともあれ現在のところ中国の躍進が目覚ましく,また今後も世界トップクラスの成長を続ける ことがもっともありそうなシナリオである。その理由は,①先進国との格差がまだ大きく,「後 発性の利益」をまだまだ享受できる水準にある。第1次産業就業者は2015年でも28.3%,都市化 率は56.1%(2015年)の水準—戸籍でみればそれより15%前後低い—である。潜在的失業者も多 く,現在53・54歳である定年退職年齢の延長の余地も大きい。②他方で教育水準や技術水準を急 速に高める政策が追求されており,人的資源が充実していること,政治の相対的安定性と制度・ 政策の自己革新能力が高いこと。③国内の地域格差も大きく,広大な未開発地域をかかえている こと,などであろう。少なくとも高成長の持続の必要とそれを可能にする客体的・主体的条件が 比較的に整っていることを挙げることができる。

中国は2010年までの30年間,年率9.8%の成長を維持してきた。現在の潜在的成長率の推計は 人により6~8%台にばらついている。長期的には成長と共に成長率は低下傾向をたどるが,国 際的にみて相対的に高い成長は今後も持続可能であろう。そうでなければ先進国水準へのキャッ チアップは不可能である。 2011年から始まり現在6年目を迎える成長減速化は,投資・投入主導型成長が種々の壁にぶつ かり転換を余儀なくされたことから生じている。壁は,①先進国経済の低迷による輸出の落ち込 み,②地方と企業のソフトな予算制約からくる独特の制度と発展競争が過度の投資主導型成長と 多部門にわたる過剰生産能力を形成した。また労働力人口の12年からの減少(労賃の引き上げ)・ 就業人口増加の限りないゼロへの接近,環境への過大な負荷,土地使用権譲渡資金への過度依存 などを生み出していたからである。過剰生産能力の処理は失業者の増大,1部の企業の収益低下 と債務の拡大,金融危機の恐れを生み出し成長を下押しする。

成長率の低下とともに、この3年は地域・産業別の3分化の明暗が明らかになってきた。10~ 11%台の成長を続ける重慶市・チベット自治区・貴州省がある一方で、マイナスや低成長に陥っ た地域がある。大多数の省は6~8%台成長である。不振地域は東北3省と山西省である。なか でも東北地域の半分の経済力を持つ遼寧省は2016年にマイナス成長を記録している。山西省は石 炭産業への依存の高さによる。国際商品市場での価格低下や乱高下が中国でも天然資源への依存 が高い東北・西北諸省に打撃を与えている。

東北・西北諸省の不振の原因は、伝統的重化学工業への依存度や投資依存度が高く,投資主導 から消費主導成長の切り替えへの衝撃が大きいこと、資源・エネルギー産業への依存度が高いこ と(とくに黒龍江省,山西省),国有企業部門の比重が高く民間部門の育成の相対的遅れ、サービ ス産業部門の遅れ、対外経済開放の遅れなども加わっている。

中国の今次の成長減速化の直接の原因は、リーマンショックによる世界最大規模の失業の発生 を恐れた政府が、08年秋から過熱成長抑制策から一転して4兆元財政出動と大規模金融緩和に転 じたことにある。この政策対応よりももっと深い原因は、諸資源の効率的運用を妨げている制度 にある。一言で言えば、労働力、土地、資金などの生産要素の市場の未形成と「ソフトな予算制 約」が残存する制度、さらには非公有制企業の依然厳しい制限にある。J. コルナイの分析でよく 知られるようになったが、4ルート(融資、補助金、価格引き上げ、税の減免)を通じる「予算制約 のソフト化」を特徴とする伝統的社会主義計画経済制度(行政的資源配分制度)は投資飢餓症と過 大投資に傾く。これが諸資源の効率的利用を妨げ、イクステンシブな経済発展の型をつくりだし、 持続的成長を阻害する。

中国は1992・93年に社会主義市場経済化路線を採用し、伝統的計画経済制度からの離脱を開始 するが、市場経済化は製品市場では進められたが、生産要素市場にまでは十分には及んでいない。 「ソフトな予算制約」(伝統的計画経済制度)はまだ残存している。また非国有企業に対する参入規 制や行政的規制はなおかなり大きい。このため2012年秋の18回党大会前後から改革の深化、①生 産要素市場の形成と②国家の機能と役割の変更、に踏み込む改革が必要、とする認識が生まれ、 それは18回党大会をへて2013年秋の18期3中全会の改革の全面的深化路線となる。つまり習・李 政権の基本路線は改革の全面的深化路線であり。中国は改革の新しい段階を迎えたのである。こ の認識を欠いた中国経済論は中国経済の現段階の認識として極めて不十分である。

習・李政権は綱紀粛正,腐敗汚職の摘発から着手したため,強権政治の印象を与えている。中 国の大国化にともなう大国主義・偏狭なナショナリズムの強化傾向(海洋強国化路線)とも無縁で ないため,日本では言論抑圧,自由化と民主主義化の逆行路線とみられがちであるが,それ一色 で描き出すことは当を得ていない。中国民主主義は,いぜん途上国型民主主義とソ連型社会主義

36

的民主主義(そこでは言論・集会・結社の自由,複数主義は実現されなかった)の2重の枠内にあるが, 法治国家化の推進,自由と民主主義の拡大,絶対的貧困層の解消,社会的格差解消,中産階層の 育成,社会保障の整備も強力に進めてもいる。

中国の政治文化も他国同様大変複雑であるが、労働教養制度の廃止、産児制限政策の漸次的撤 廃、幼児から高等教育にいたる教育制度の拡充など自由と民主化の拡大は確実に進んでいる。一、 二の例を挙げれば、中国は世界最大の留学生の送り出し国であるとともにアメリカ、イギリスに 次ぐ世界第3位の留学生受け入れ国でもある。国民生活の向上により国内外旅行は年々増加し、 世界最大の国外観光国となり、日本でも中国からの訪日観光者が15年から最多数となっているな ど国民はより自由で豊かな生活を享受し始めている。もっとも原始的な事例を挙げれば現在強力 に進められている都市戸籍と農村戸籍の格差の解消過程は、農民にとり、国民としての都市戸籍 民との同権の獲得過程であり、おおきな民主化・自由化の進行に他ならない。国民皆保険化と全 国的制度統一に向けての漸進も同様である。

Ⅱ. 社会主義市場経済化はどこまで進んだか

1978年の改革・開放政策の採用以後の中国社会の変化は、伝統的行政的社会主義からの離脱・ 市場経済化過程と概括することができる。しばしば指摘されるように、中国の場合この過程は、 ①行政配分的計画経済から市場経済にもとづく計画経済への転換、②未発展地域の自然経済から 市場・商品経済への転換の2重の過程が含まれ、旧ソ連・東欧諸国の改革過程に比しより複雑で ある。中国はこの過程を「増量改革」と称される漸進的方法で進めてきた。

したがって既存制度の大小の改革が進められても常に新旧2重の経済体制が併存することにな る。伝統的計画経済制度においては、企業は上部から与えられた課題の遂行単位であり、「何を、 どれだけ、どのように生産するか、必要な生産手段をどこから入手するか、どこに生産物を納入 するか」は課題として与えられ、企業の任務はこの義務的課題を遂行・超過遂行することにあっ た。しかも旧ソ連・東欧諸国とは異なり、①中国の企業は経済単位であるだけでなく社会の生活 単位であり、企業は国や社会がになうべき医療・社会保障・教育機能をはたしていた。②労働力 の行政的配分や広範な消費財の配給制を実施していた。③党の末端単位の企業の党組織(工場党 委員会)は企業活動の最高意思決定機関であった。改革はここから出発する。

改革の基本方向は様々な試行錯誤を経て,企業を経済単位に純化し,独立の意思決定ができる 市場主体に転換させることになった。中国の現実においては,多種所有制・多種経営制の経済主 体に平等な競争条件を保障する方向(社会主義的混合経済の実現。基本的経済制度とも称される)が追 求されてきた。この長期にわたる漸進的転換過程をここでは詳述できないが,国有企業も市場主 体の地位を相当に確立してきた。

さて、中国では社会主義市場経済化はどこまで進んできたのか? それは現在どのような問題 や課題を抱えているのか? という基本問題がある。これは大変難しい問題である。日本では故 加藤弘之氏をはじめ市場経済化は21世紀初頭には基本的に完成・終了した。しかも市場経済化は 資本主義化と等置され、中国は基本的に資本主義化したとみる見解が多い。私の見解はこれと異 なる。故加藤弘之氏たちとの見解の相違のポイントは、①中国では生産物市場の形成は進んだが、 なお生産要素(資金、土地、労働力)市場の形成は未達成であり、市場メカニズムに基づく資源配 分には至っていない。つまり「ソフトな予算制約」が残存し、「ハードな予算制約」の実現は未 達成である、というのが私の理解である。②また市場経済化と資本主義化とは等置できず、社会 主義市場経済は存立可能である、と私は理解している。中国は社会主義市場経済化を目指してお り、世界史上初めて社会主義市場経済化に成功する可能性を秘めている、と考えている。以上2 点にある。

社会主義的市場経済化の進度については、中国でも様々な測定と理解がある。これについて、 私は1997年の旧稿「中国の経済発展と社会主義市場経済化の現段階」(長崎大学編『アジアの時代を 迎えて』大蔵省印刷局,1997年4月)において、中国の市場経済化は、①市場経済主体の形成(非国 有セクター,国有セクター)②市場経済の客体的条件の育成(商品市場、生産要素市場)③国際経済 への参入(対外経済開放)、3点の進行度から評価しなければならないと論じ、「中国経済の総体 としての市場経済化水準は依然として比較的低く、総体として35%以下」とする顧海浜の議論に 言及した。また「2000年までに社会主義的市場経済化を初歩的に確立し、2010年までに基本的に 確立する」という1992・93年段階のタイムテーブルは実現可能と考えることができず、もっと長 期の過程になるほかないことを論じた。

2011年の旧稿「中国現代資本主義論によせて」(長崎大学『経済と経営』第91巻第1・2号)においても「製品市場が需給関係によって規制されたとしても、資金・労働力・土地など生産要素市場が市場化されていなければ市場による資源配分とは言えない。中国の議論でも、私の理解でも、2000年前後の市場化率は50~60%台である」と述べた。さらに2012年の旧稿「中国経済改革論―経済発展と制度改革―」(『松山大学論集』第24巻第4-3号、2012年10月)において、南開大学経済研究所の陳宗勝・李清彬・沈楊楊『中国是市場経済国家嗎』(中国発展出版社、2010年9月)に言及し、同書が6種の研究成果を整理し、この6種の研究は2000年の市場経済化水準を43%~65%としていること、2008年水準は74.5%(陳宗勝)、76.4%(李暁西)としていることなどを紹介している。

最近の論稿「転型期の中国経済―『新常態』と第13次5ヵ年計画」(『経済』2016年1月号)においても、生産要素市場の形成の現状に具体的に論及した。ここでは繰り返さないが、市場経済化がまだ展開途上にあることは、生産要素市場の現状、戸籍制度の存在、全国的社会保障制度の未確立などを思い浮かべるだけでも自明だと考えている。中国でも2010年に社会主義市場経済化の基本的確立というタイムテーブルは2020年に先延べされたのである(「完備された」と表現は変化しているが)。さらにいえば「2020年の基本的確立」も将来先延べされるであろう。

ここでは中国の最新の研究の2つを紹介・言及しておく。国家発改委経済体制与管理研究所課 題組『建立我国経済体制改革—監測評価制度研究』(中国財政経済出版社,2016年2月)は、2014年 の社会主義市場経済化の総体的達成度を62.6%(次の①~⑥の平均。⑦を加えれば59.2%)としてい る。その内訳は、①基本的経済制度・国有企業改革66.1%,②現代的市場体系71.3%,③政府職 能転換改革64.6%、④財税体制改革54.5%、⑤都市・農村一体化改革65.0%、⑥開放経済体制改 革54.0%、⑦環境体制改革39.0%である。

この研究は評価項目を細分化し、加重平均して評価するもので詳細を極める。例えば達成度 66.08%とされる①基本的経済制度は、所有権制度改革、混合所有制改革、国有資産管理体制改 革,国有企業改革・現代的企業制度整備,非公有制経済発展改革,の5項目の2級指標を定め, それをさらに18項目の3級指標に細分化している。達成度71.3%とされる②現代的市場体系では, 金融市場,労働力市場,土地市場,技術市場,市場ルール,市場価格形成の6つの1級指標,19 の2級指標,51の3級指標に細分化している。1級レベルでの達成度は,金融市場68.8%,労働 力市場82.0%,土地市場の65.0%,技術市場70.7%,市場規制69.1%,市場価格規制72.2%であ る。しかし3級レベルで見ると,農村金融機構50%,民資銀行53%,労働契約・保障メカニズム 55%,土地収用制度改革53%,企業破産制度55%,水・電力・石油・天然ガス等生産要素市場化 価格改革57%などとなり,達成度がなお低いとされている。

この発展改革委員会課題組の研究は、社会主義市場経済化の出発点となった1993年14期3中総 決定時を0とし2020年目標を100として指数化したものという制約がある。すなわち2020年目標 の位置を社会主義市場経済化のどのレベルと見るかという問題は残されていることに留意された い。

言及したいもう1つの研究は、中国経済改革研究基金会国民経済研究所グループの2016年論文 (王小魯・余静文・樊鋼「中国市場化八年進程報告」『財経』2016年4月11日号)である。この研究グルー プは、2000年~2011年の間に6回の『中国市場化指数』報告を刊行したが、その後中断していた。 今回、改めて2008年を基準年とする2014年までの推移の研究を発表したものである。この数値化 指標は、①政府と市場の関係、②非国有経済の発展、③製品市場の発育程度、④要素市場の発育 程度、⑤市場仲介組織の発育と法制環境、の5大領域の18項目の基礎指標から構成され、基準年 の市場化程度の最高省を10、最低省を0として、31行政区の市場経済化の相対的位置と年次推移 を明らかにするものである。興味深い研究である。これにより明らかになったことは、①中国の 市場経済化の進展は2008~2011年の期間は弛緩、停滞、下降し、2012年以降上昇している。ただ し、第1領域の政府と市場の関係では2008年水準を回復していない。②31行政区の平均では2008 年の5.48から2014年の6.56に1.08ポイント上昇している。③省別では東部地区の進展が早く、中 部、西部の順になる。2014年の上位5位は浙江、上海、江蘇、広東、天津、下位は下から西蔵、 青海、新疆、甘粛、貴州であり、最上位の浙江は9.78、最下位のチベットは0.62とされる。

中国の最近の2つの研究に言及したが、中国でも社会主義的市場経済化は未完成とみなされて いるのである。とりわけ生産要素市場は未発達と考えられている。中国の経済制度を分析する際 このことは十分考慮しておかなければならない。中国において「社会主義市場経済化の主唱者」 とみなされている呉敬璉は現状を「半市場経済・半統制経済の2重経済体制」と規定しているこ とはよく知られていよう。中国は実行が容易で、成果がすぐ挙げられる領域から改革を進めてき た。改革が進行するにつれて次第に困難がます領域(深水区、固い骨を齧る=難関)の改革に着手 しなければならないことになっている。

現在「深水区」と認識されているのは、生産要素市場の形成,所有権改革,財・税改革,金融 改革である。中小・零細の私企業からみれば,不満・苦情は「融資難・用地難」や煩雑で制限の 多い許認可規制に集中している。農民からみれば,戸籍制度や農地所有権保障など都市戸籍市民 との差別的待遇がそれである。現在,都市戸籍と農村戸籍の差別解消,農地の所有権・請負権・ 経営権の3権分離,民資銀行の設立,政府の機能・役割の変更(許認可事項の大幅な削減,政企分 離)などが進められており,それらを具体的にトレースすることが必要であるが,改革総体の素 描を課題としている小論の範囲を越える。

現在は上のような改革を進め、質と効率を基軸としたインテンシブな経済発展に切り替えてい かなければ持続的・安定的経済成長は望みがたい発展段階にきている。経済政策の最大の眼目は ここに置かれている。先に現在は「創新駆動戦略」が基軸になっていると述べたのはここに根拠 がある。

最後に蛇足かもしれないが,誤解を避けるために,以下のことをつけ加えておきたい。現在の 中国経済は,資金,土地・自然資源,労働力など生産要素市場の形成に踏み込んだ改革を必要と している。そうでなければこれら生産要素の効率的合理的利用は不可能だからである。だが当然 ながらこれらの生産要素はもともと商品として生産されたものではない。生産物とは異なり,擬 制的商品である。したがって一般商品とは異なりその取引を無条件の市場メカニズムに委ねるわ けにはいかない。もしそうすれば,カジノ化・クロニー化した現代資本主義と同じ現象(非正規 就業者の増大,土地投機,金融投機,外為投機,先物市場投機など)が生じる。直接取引規制とともに、 キャピタルゲイン課税,土地・不動産税制,累進所得税制,相続税制,外為規制など,カジノ 化・クロニー化した現代資本主義の研究にもとづきその欠陥を除去しうる社会的規制を工夫して いかなければならない。

現代資本主義の市場メカニズムは,寡占・独占形成による自由競争・市場メカニズムの部分的 否定と同時に,擬制的商品の野放図な取引をともなっている。先進資本主義国の経済制度は手本 であると同時にそのままコピーすることはできない。現在の中国は,市場経済化の不徹底ととも に,市場経済化にともなう固有の欠陥の社会的規制の不足に悩まされている。それは中国の住宅 問題の深刻化,所得格差の拡大,環境問題の深刻化に典型的に現れている。いずれの体制でも市 場メカニズムを生かしながらそれに社会的規制を加えていく工夫をしなければならない。どこで も最適解はまだ見出されていない。

中国の改革は経済学的には、公的所有と私的所有の混合体制、市場メカニズムの社会的規制に かんする試行の観点から観察されなければならない。なかでも資本主義的私的所有が公正な自由 競争を否定する傾きをもち、カジノ化するという現代資本主義の経験からみて、公的所有と市場 メカニズムの社会的規制の関連の研究が必要である。³⁰

Ⅲ. 国有企業改革一強く,優良な,大きな国有企業をつくる

「国進・民進」,「国・民共進」,すなわち国有企業も民間企業も発展させるというのが中国政府 の基本方針である。この基本方針は、「公有制を主体とし、多種所有制経済が共同発展する経済 が中国の基本的経済制度である」とする中国共産党・中国政府、ひいては中国国民の多数派の考 え方からきている(中国では公的所有制と私的所有制は同権の方向が追求されているが、まだ実現してい るわけではない)。この考え方については、私有制・私有財産制は神聖不可侵、あるいは資本主義 を永遠の体制と考え、それを制度的基礎とする先進諸国では受け入れがたく、批判の対象となる。 一定規模の社会的所有をあくまで堅持しようとする中国の行き方は時代錯誤に見え、私有化・民 営化が当然で進化の方向であるべきと考えるのである。この観点から中国を見るため、中国の改 革・開放の進展が不徹底だと不満・批判が生じるし,中国経済の動向や生じている変化を理解で きないことになっている。いずれの考えが正しいかは議論の余地がある。しかし先験的独断から 現実を裁断する愚は避けなければならない。

ここでは改革・開放政策採用以後の現代中国は,上の考え方にもとづき経済運営をおこなって いることをまず確認して以下の論を進める。

習・李政権の国有企業改革の一般的目標は、「強く、優良な、大きな国有企業をつくる」、「国 有企業の活力、支配力、影響力、リスク対応能力を高める」ことにある。このような国有企業を つくりだすことに成功すれば、中国経済や中国社会主義は安泰で、大成功ということになろう。 それがすぐ実現できる容易なことでないことはこれまでの中国国有企業改革の40年に近い歴史が 示している。しかし同時に、中国国有企業が市場経済主体としての姿を次第に強化する方向にむ かい、世界500強企業リストに入る企業が増え(2016年版フォーチュンランキングで79社)、その数は 日本の大企業数をすでに上回っていることも事実である。この点からみれば、中国国有企業は次 第に先進国企業に低す実績を挙げてきている。

中国国有企業の現状や現在の改革の進行状況を描き出すことは極めて難しい(この困難は、国有 企業改革は3段階(1979~1992年,1992~2002年,2002年~))を経て進行してきたが、現在でも、① 国有企業は、ほとんど全ての産業・業種にわたる。②しかもその数16万前後とされる国有企業は、 4~17層にわたる系列企業を加えれば100数十万企業となり膨大である(例えば2016年現在の中央 所属企業は51,573社とされるが、1,000社以上の系列企業をもつ集団は12社ある。2014年の世界500強の143 位にランクされた華潤(集団))有限公司の2004年現在の事例では、小売り、ビール、都市ガスなど 7業種にわたる7つの子会社をもち、その傘下企業は1,664社、従業員は44万人である。③さら に国有企業は、中央・地方管理企業に分かれ、中央管理企業も国資委管轄下企業(2016年、102企 業集団。2003年は196企業集団あった)、財政部管轄企業(109企業集団)などに分かれている。地方管 理企業には零細・小企業が多い。④政企分離はなお不徹底であり、また「歴史的に残された問 題」と称される純経済単位化の不徹底な企業が存在する。

国有企業が抱える主要な未解決問題は、次の3点である。①国有企業が存在する領域が広大す ぎる。それは農業、製造業、金融業から小売り、卸売り、ホテル、レストランまでほとんど全産 業・業種をカヴァーしている。②国有企業構造が不合理である。小規模(国有企業の76%前後は小 規模企業である)で業績が劣り発展持続能力に欠ける企業を多数含んでいる。2013年末では国有 法人単位の35.8%前後が赤字で、これは国有企業従業員の28.5%を占めていた(この状況は1990年 代末に類似している)。③国有株が支配的で過度の行政干渉があり、市場化に十分に適応した企業 にはなっていない。つまりJ.コルナイのいう「ソフトな予算制約」は十分には払拭されていな い。

習・李政権の国有企業改革方針は、あしかけ4年かけて練り上げられた「国有企業改革深化に 関する指導的方針(意見)」(2015年8月、8章30条。以下「指導的方針」と表記)にまとめられている。 これを1とし各領域ごとの指導方針が具体化されているためその総体は、「1+N」文献と呼ばれ ている。

「指導的方針」は、①類型別改革推進、②現代企業制度の整備、③国有資産体制の整備、④国 有資産流出防止の強化、⑤党の国有企業指導の強化、⑥国有企業改革の良好な環境条件の創造を 掲げている。

その4大ポイントは、①資産管理から資本管理を主とする管理への転換、②国有企業の商業性 (競争分野・商業1類、管制高地分野・商業2類)、公益性分類に分けた類型別改革の推進、③近代的 企業制度の改善、④混合所有制の推進であろう。

別言すれば、国家資本と民間資本の融合の強化、国有企業の少数精鋭化、国有企業の市場化・ 合理化の強化であり、1990年代末に続く国有企業の新たな戦略的改組である。改革内容は広範に わたるが、業績不良企業(ゾンビ企業)の整理、小規模企業の分離独立化、主要業務への集中、 企業者層の育成、ガヴァナンス改革、混合所有化の推進(とりわけ国家独占分野へのPPPをふくむ 民間資本参入)に着手されている。2016年10月までに整理対象とされ清算された中央管理下のゾ ンビ企業は約400企業であった。

国有企業改革の最近までの経緯については、中屋信彦「国有企業改革が鍵一成長減速が新常態 に」(中国研究所『中国年艦2016』2016年6月)、横井和彦「国有企業改革の帰結」(日中友好協会『研 究中国』第3号,2016年10月)が詳細・適切に描いているのでここではその補足的記述を試みる。

先の「指導的方針」では2020年までに重要領域と鍵となる関節で決定的成果を挙げるとされて いるが、それ以上のタイムテーブルの提示はない。15・16年は試点実施方案制定・試点工作段階 である。2016年12月上旬までに中央企業では神華集団、宝武集団、中国五鉱、招商局集団、中交 集団、保利集団など6企業集団が国有資本投資公司試点に指定され、誠通集団、中国国新など4 集団が国有資本運営公司の試点に指定されている。従業員持ち株制では中央3級子企業の10企業 が試点とされたところである。今は改革の方向を示すことしかできない。

今次の国有企業改革は、すべての国有企業の全資産を株式に転換する方向である(株式制,全 社上場,これまでは一部の優良資産を通常数社に分離して上場)。国有資産管理体制は、国資委(資産監 督管理委員会)一国有資本投資公司(職制高地分野),国有資本運営公司(一般競争分野)一国有株式 制企業の3級管理体制をとる。「資産管理から資本管理」への転換の狙いは、国有企業の収益性 の強化である。モデルは効率的に運営されているとされるシンガポールの国有企業管理体制(テ マセク・モデル)である。

国家安全,国民経済の命脈と国民生活にとり重要な産業と鍵となる領域,戦略的産業に国有資本を集中し,世界一流水準の多国籍企業を作り出すことが狙いである。そのためゾンビ企業の清算,国有資本の合理的流動と配置の高度化が追求される。他方,公益類の国有企業は民生の保障,社会へのサービス,公共財・サービスの提供を主目標とし社会的評価を考慮した業績評価が実施される。これに関連して取締役会や監事会,専門的経営者の招聘など企業ガヴァナンスの改善が図られる。

現在目立っているのは、国資委管轄企業集団の合併・改組である。03年に傘下に196企業集団 あったが、16年には102集団となり、17年中には2桁に減少するという。15年に南車と北車、五 鉱と中冶など12集団を6集団に合併・改組し、16年は港中旅と国旅、中糧と中紡、中国建材と中 材、宝鋼と武鋼、中儲糧と中儲棉の10集団を5集団に合併・改組が行われた。これらの新たに改 組された集団は、国有資本投資公司あるいは国有資本運営公司に再編されている。「指導的方針」 では党政機関、事業単位所属企業も国有資産の集中的統一下に置くとしており、同じような合 併・改組が進行することになっている。地方国有企業も同様である。合併・改組で企業は大規模 化するが,同時に主要業務への集中,法人層級の限定,管理層級の圧縮の方向がとられるため今 後の国有企業数の増減が注目される。

もう1つの目立った動きは混合所有化の推進である。混合所有化は当面の国有企業改革の突破 口とされている。混合所有化は、狭義では国家資本と国内民有資本の融合である。広義では外資 との融合(合弁)、株式会社化と上場、従業員持ち株制、株主多元化を意味する。中国でも広狭 2義で使われている。国有企業の混合所有化方針は、1993年の14期3中全会決定に初登場し、 1997年の15回党大会以後、株式会社制は公有制の実現形式と位置づけられ、集団資本や非公有資 本、外国資本の株式保有が推進されることになった。広義では2016年末に3,000社に達した株式 市場に上場の企業の大多数は混合所有制企業ということもできる。

広義の混合所有制の国民経済規模における比重を測定した研究によれば、2011年時点の登記資本で、純公有制(国有企業+国有独資有限責任企業+集団企業+株式合作企業)17.15%、非公有制(私営企業+外商投資企業の外資出資分+個人企業)48.88%、混合所有制(株式有限公司+国有独資及び 私営企業である有限責任公司を除く有限責任公司)33.97%である。この研究による2004~2011年の経 年変化は、混合所有制の比重には大きな変化がなく、主として私営企業である有限責任公司の比 重の増加による非公有制の比重増加(36.66%から48.88%へ)及び純公有制の比重の低下(29.00% から17.15%へ)が示されている(郭克莎 胡家勇他著『中国所有制構造変化趨勢和政策問題研究』広東経 済出版社、2015年10月、21~22ページ参照)。

混合所有制を厳格に定義する研究者もいる。郝陽(北京光華管理学院)は、2013年上場の2,513 企業の株主構成を分析して256社(約10%)のみが国家と民営の狭義の混合所有制企業とする。 978の国有企業と1,191の民営企業は非混合所有制企業としている。この事例は財務投資者と持ち 株5%以下の株主および外資を除外して計算したもので,経営参加の意思を有する民間の戦略的 株主がいるかどうかを基準としたものであろう。混合所有化の実態を明らかにするうえでこうし た厳格な定義は意味がある(厲以寧主編 程志強副主編『中国道路与混合所有制経済』商務印書館出版, 2014年11月,288~309ページ参照)。

中国では混合所有化の推進として、インフラ投資(地下鉄建設など)における PPP(官民連携)の推進や電力,電信,鉄道,航空,郵政など自然独占性領域への社会資本と民営資本の参入を計画している(これらの領域では社会・民営資本の持ち株比率は30%を超えない.あるいは3分の1を超えない限度でという上限を設けている)ことからみて民間の戦略的株主の迎え入れに重点がかかっているとみられる。2016年上半期に電力,石油,天然ガス,鉄道,航空,電信,軍工などの自然独占性領域の7企業集団が混合所有化の改革試点に選ばれている。この動きは注目される。

また従業員持ち株制の推進も混合所有化とされており、従来から連想、華為、海薾、緑地などの事例(それは従業員集団所有制に近い)は他国ではみられないもので興味深い。また華西村など 村ぐるみ街ぐるみの株式会社化の事例なども注目すべきであるがここでは立ち入らない。現在の 従業員持ち株制の試行では、科技型企業(人材・技術要素の貢献度が高い企業)を中心に中央子企業 で10企業、31行政区などで5~10企業を選択し試行することになっている(2016年8月、国資委決 定)。この方針では、ガイドラインは国有株34%以上、従業員持株30%以下とされている。

国有企業改革との関連で近年見逃すことのできない新しい動きは、国有企業の多国籍化の進展 である。とりわけ目立つのが中国国有企業による先進国企業のM&A(吸収・合併)である。中 国の対外直接投資フローは、2008年以降、年500億ドルを超え、2015年には1,456.7億ドル、世界 第2位もしくは第3位の対外直接投資国となり、この年初めて直接投資の純輸出国となった。国 外 M&A は2013年から500億ドルを超え、2015年には製造業の M&A が資源投資を上回りトップ に躍り出た。2016年上半期の M&A は15年通年を上回る1,225億ドル(第3四半期末1,600億ドル 超)となり世界トップ(世界シェア20.7%)に達した。2016年2月の中国化工集団のスイス農薬企 業・シンジェンタの購入金額は466億ドルであり、同年1月と5月の海蘭集団と美的集団による 米・GE の家電事業と独・産業ロボット企業クーカの購入金額はそれぞれ45億ドル、56億ドルで あった。これらの買収は企業競争力の強化が狙い目であることは明らかである。対外直接投資後 発国である中国の対外直接投資や M&A には失敗例にも事欠かないが、産業高度化・企業競争 力強化の強い要求がうかがえる。中国企業の対外直接投資や M&A の詳細はここでは省略する。

小 結

上述のように,中国は高所得国化,先進国化をめざして制度改革をテコに発展を着実に継続している。IMF基準の高所得国化は目前である。先進国化にはまだ相当な距離がある。近代的国 民国家はなお形成途上にある。基本的人権や政治的自由の保障は大々的に拡充されなければならない。

中国国民党と中国共産党に主導された中国の近現代の政治文化は,一党制の歴史である。この 政治文化の変容なしには中国の先進国化は望めない。

私の理解では、中国の先進国化の前に立ちはだかる経済面での壁は持続的発展を可能とする経 済体制を構築できるかどうかである。中国は制度改革の成功体験があり、本文で述べたように今 それに力を込めて取り組んでいる。経済面の壁は現在の改革を継続していけば乗り越え可能とみ る。政治面での壁は中国政治の歴史的伝統である一党制である。政治面の壁の克服は、どこの国 でも相当困難であるが、経済発展が続く限り次第に解消されていく性格のものと理解している。 つまり政治変革は相互作用があるが、基本的には経済発展の従属変数であり、遅かれ早かれ変容 を迫られる。

中国が西側先進国に比べ有利な点は,政・産・官・学の4位1体制(日本)や軍産複合体制 (アメリカ)などの私的資本主義的所有に支えられた強固な社会組織構造をもたない点にある。中 国にも既得権層は存在する。党・政・産を支えるエリート官僚層である。彼らは固有の経済的基 盤をもつ存在ではなく,国民からその「政績」を問われるエリート層である。国民の負託にこた え得なければその地位を保つことができないし,しかもかなり厳格な定年制が実施されており, 新陳代謝が激しい。これを階級と呼ぶことや強固な岩盤とみなすことは旧ソ連・東欧の社会主義 の先行例からみても難しい。

注

44

さしあたり次の拙稿を参照されたい。①「現代中国資本主義論によせて」『経営と経済』(長崎大学)第91巻第1・2号,2011年9月。②「中国経済改革論―経済発展と制度改革」『松山大学論集』

第24巻第4-3号,2012年10月。③「中国経済の成長減速化をめぐって」『経済科学通信』第140号,2016年5月。

- 2) 本節は次の拙稿の続論である。「中国経済の成長減速化と先進国化の展望」『研究中国』(日中友好協会)第3号(通巻123号),2016年10月。
- 3) 近年,中国でも公的所有と市場メカニズムの関連に関する研究が出現している。例えば張宇「論公 有制与市場経済的有機結合」『経済研究』2016年第6期。張宇は,計画と市場あるいは政府と市場の 関係問題と公有制と市場経済の関係の問題は2つの別個の問題であり,市場経済化の不徹底のみを論 ずるのは片手落ちだと主張している。後者の問題については国民的合意はなお形成されていない。公 有制,私有制と自由競争の関連についての理解が異なるためである。すなわち市場メカニズムが機能 するためには公正な自由競争が実現されなければならないが、公正な自由競争の実現の必要・十分条 件についての理解が異なっている。このため中国でも民営化(私有化)を主張する議論と社会化(非 国家化)を主張する議論を両極端とする見解の相違がある。民営化論者として張維迎(『企業理論与 中国企業改革』上海人民出版社,2015年1月),張文魁(『解放国企業—民営化的邏輯与改革路径』中 信出版社,2014年5月),衛祥雲(『国企改革新思路—如何把正確的事做対』電子工業出版社,2013年 4月)などを挙げることができる。
- 4) 楊秋麗「中国天然ガス産業の企業参入と『国進民退』現象の一考察―天然ガス産業の分析を通して 一」『立命館国際地域研究』第43号,2016年3月,71ページ。なお同氏の『中国大型国有企業の経営 システム改革―中国石油天然ガス集団公司を中心として―』(晃洋書房,2013年3月)は中国の巨大 企業集団の法人化階層(系列企業)の姿を活写している。
- 5) 黄速建·余菁「企業員工持股的制度性質及其中国実践」『経済管理』2015年第4期。
- 6) ①拙稿「中国企業の国際化,多国籍企業化の現段階」『アジア経営研究』(アジア経営学会)第10号, 2004年5月。②同「中国経済の国際化と中国企業の海外進出」山下寿文編『中国における国際化への 課題』中央経済社,2007年7月。③同「中国企業の海外進出―2005年~2007年」『経営と経済』(長 崎大学)第87巻第3号,2007年12月。なお毎年8~9月に発表される『中国対外直接投資統計公報』 (商務部・統計局・外為管理局)の主要内容については「日中友好新聞」紙(日中友好協会)の「中 国レーダー」欄で2008年以降紹介している。最新は2016年11月25日号参照。